

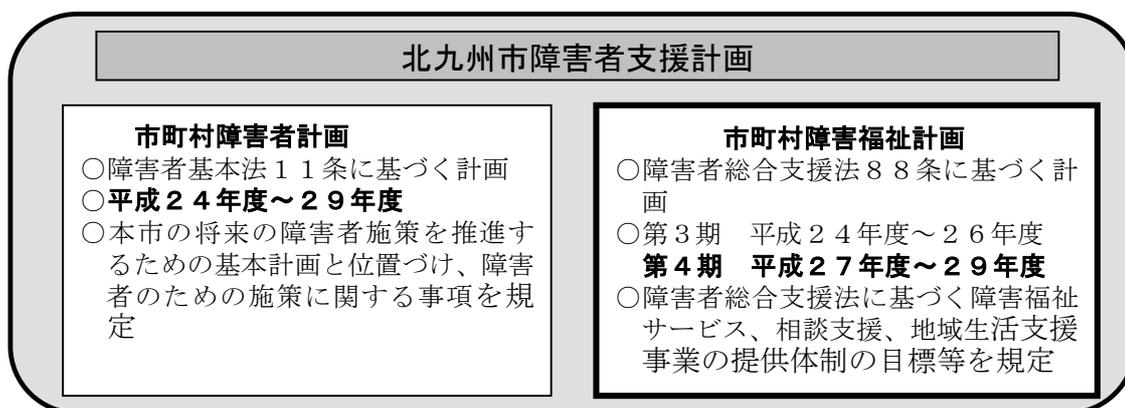
## I. 北九州市障害者支援計画

### ～第4期北九州市障害福祉計画（平成27年度～平成29年度）～ の策定について

障害の有無にかかわらず、すべての市民が、互いの人格や個性を尊重し合いながら、安心していきいきと暮らすことのできる共生のまちづくりを目指して、平成24年2月に策定した「北九州市障害者支援計画」に包含される「第3期北九州市障害福祉計画」が平成26年度で終了することから、これに続く新たな計画を策定するもの。

#### 1. 計画の位置づけ

- 障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」であり、**障害福祉サービス等のサービス見込み量及び提供体制の確保のための方策などを定める**ものである。
- 市の基本構想・基本計画「元気発進！北九州」プランに基づく障害福祉分野の計画である「北九州市障害者支援計画」に含まれる。



#### 2. 計画期間

平成27年度から平成29年度まで（3年間）

#### 3. 計画の策定について

- (1) 策定にあたっては、国の定める基本指針及び本市の実情を踏まえたものとする。  
また、平成24年度以降に成立した障害者差別解消法等の法律制定の動きなどを反映させた計画とする。
- (2) 北九州市障害児・者実態調査の調査結果、北九州市障害者施策推進協議会及び障害者団体等の意見を参考にしながら検討を進め、計画素案を作成する。

#### 4 計画策定のスケジュールについて（予定）

- 第4期北九州市障害福祉計画（素案）の作成 ……平成26年11月
- 保健病院委員会への報告 ……平成26年12月
- パブリックコメントの実施 ……平成26年12月～平成27年1月
- 保健病院委員会・本会議への報告 ……平成27年2月～3月
- 計画の実施 ……平成27年4月